

「朝報」日日に挑戦す

右の東京毎日記事の出でたる三日を經過した十八日朝刊萬朝報に、新聞聯盟協會の除名處分に對し労働組合同盟代表者に對して告げたる「戦ふの機會」に遭遇せるにや左の抗辯を掲げ越え十九日朝刊の社説欄に應戰理由を發表したるも聯盟協會加入の十五新聞は申合せに依りて黙して云はず、萬朝報聊かのれんに腕押し之感を免れず、二十日夕刊の短評に拾數行を追言したるのみにて遂に噤黙するに至れり。昨年八月新聞聯盟協會の成立と共に十六新聞の協定に成れる聯盟規約全文と萬朝報紙上に掲載せられたる同社の抗辯を參考の爲め附記すべし。

東京新聞聯盟契約書

東京市に於て發行する下記十六新聞社は共同の利益を増進し且共通の害惡を排除する爲め聯盟を組織し左の契約を締結す

- 第一條 聯盟ノ新聞社ニ於テ職工ヲ解雇シタルトキハ其ノ氏名並ニ解雇ノ理由ヲ他ノ聯盟新聞社全部ニ通知スルコトヲ要ス
- 第二條 聯盟ノ一大新聞社カ新ニ職工ヲ雇入レントスル場合ニ於テ其職工カ曾テ他ノ聯盟新聞社ニ雇ハレタルモノナルトキハ其最後ニ雇ハレタル新聞社ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第三條 左ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用セス

- 一、職工カ正當ノ理由ナクシテ解雇セラレタル者ナルトキ
- 二、職工カ前雇主ヨリ解雇セラレテ滿一箇年ヲ經過シタルトキ
- 第四條 職工ノ就業時間並ニ休暇ハ各新聞社從來ノ慣例ニ依ル

第五條 文選工及植字工ノ賃金ハ一ヶ月最高金六拾五圓最低金參拾五圓ノ範圍内ニ於テ勤續年限及技能ニ應シ各新聞社適宜ニ之ヲ決定ス

第六條 文選工及植字工ノ夜勤料ハ左ノ割合ニ依リ之ヲ支給ス

- 一、午後九時迄夜勤シタルトキハ金六拾錢
- 二、午後十二時迄夜勤シタルトキハ金壹圓
- 夜勤カ午後十二時ヲ經過シタルトキハ前記夜勤料ノ外三十分毎ニ金拾錢ヲ支給ス

第七條 文選工及植字工以外ノ職工ノ賃金及ヒ夜勤料ハ前二條ノ規定ヲ參酌シテ別ニ之ヲ定ム

第八條 職工ノ宿直料ハ一回金五拾錢ト定ム

第九條 聯盟ノ一新聞社ニ同盟罷工起リタルトキ聯盟ハ直ニ總會ヲ開キ罷工ノ原因ヲ調査スヘシ調査ノ結果職工側ノ要求ヲ不當ト認メタルトキハ聯盟新聞社ハ一致協力シテ被害新聞社ヲ救済スルコトヲ要ス